

■【トピックス】  
6周年！



このニュースレターをはじめ、早いもので6年が経ちました。創刊号から見直してみると、その時々話題になったトピックが思い起こされます。

リーマン・ショックや政権交代と世の中は、めまぐるしく変わりました。

この国の価値観も大きく変化してきています。特に、3.11以前と以後では、家族に対する思いや、日本人としての価値観の見直しが進んでいます。今この時がターニング・ポイントかもしれません。

■【ビジネス・アイ】  
相続税増税か？

社長 「政府の税制改正大綱が閣議決定したみたいだけど、いよいよ相続税が増税されるようだね」

花野 「そうですね。基礎控除が引き下げられたので、相続税の対象となる人が増えそうですね」

社長 「前に相続税の試算をしてもらったけど、今度の改正で、納税額がかなり増えるのかなあ？」

花野 「必ずしもそうとも限りませんね」

社長 「そうなの？」

花野 「はい、まず小規模宅地等のうち特定居住用宅地等の適用面積が240㎡から330㎡に拡大されましたから、その分減額が大きくなります」

社長 「そうなんだ」

花野 「それから、これまで面積を按分することでしか適用できなかった特定同族会社事業用宅地等の適用が、完全に併用して適用できるようになるんですよ」

社長 「そうすると、どうなるの？」

花野 「社長のご自宅の土地だけでなく、社長が会社に賃貸している工場の底地の評価も下がりますよ」

社長 「それって、どういうこと？」

花野 「ご自宅の土地330㎡とは別に、会社の工場の底地400㎡も2割評価になるんですよ」

社長 「それは大きいね！基礎控除の引き下げによる影響とどちらが大きいのか知りたいね。一度概算でいいから計算してみよう」

花野 「いいですよ。すぐに試算してみますね」

■【今月のキーワード】

特定同族会社事業用宅地等

特定同族会社事業用宅地等とは、一定の法人の事業の用に供されていた宅地等で、適用要件を満たし、被相続人の親族が相続また遺贈により取得したものをいいます。

ここでいう一定の会社とは、被相続人の相続開始の直前において、被相続人とのその親族で発行済株式の過半数の株式の総数、または出資の総額の過半を有している会社のことをいいます。

なお、注意すべき点は、無償での貸付は対象にならない点です。

■【今月の1冊】

『原発大国の真実』

コリーヌ・ルパーシュ 著

長崎出版 ￥2200

一昨年の福島原発事故以来、この国の原子力ムラの出鱈目さが露呈しています。他の先進国では、こんなことはないだろうと思っていましたが、どうも違うようです

この本は、元フランス環境大臣が明らかにしたフランスの原子力マフィアの実態です。安全保障が絡む分だけ、ある意味日本よりも強力な利権体制が構築されていました。



■【編集後記】

前にもご紹介しましたが、毎日 Facebook にアップしているセキセイインコのピーちゃんですが、人気上々中です。どういう訳か、多くの「いいね！」をいただきます。新しく友達になった人にも「ウワサのピーですね」と言われたりします（笑）

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 72（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2013.3.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>